

泉佐野市空家住宅利活用耐震改修設計・改修工事補助制度

○補助対象となる木造住宅の空家等（次の全てに該当するもの）

- ①平成12年5月31日以前に建築された木造住宅（一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅）また、店舗棟を兼ねる住宅については、床面積の1/2以上を住宅の用途に使用しているもの
ただし、賃貸住宅は補助対象とはなりません
- ②耐震診断結果の評点が1.0未満であるもの
- ③地域の活性化に資する施設を10年以上運営するものを含む

○次のいずれにも該当するもので補助対象となる改修設計・改修工事

- ①耐診断の結果の評点が1.0未満の木造住宅において、耐震改修工事後の評点が1.0以上まで高める計画
- ②耐震改修技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う工事で、耐震改修技術者により工事監理を行うもの
- ③耐震改修技術者とは建築士であって、次のいずれかに該当する者
 - ア) 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、受講修了者名簿に登録されている者
 - イ) 平成24年度以降に一般社団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を終了し、終了証の交付を受けた者
 - ウ) ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

○補助対象者

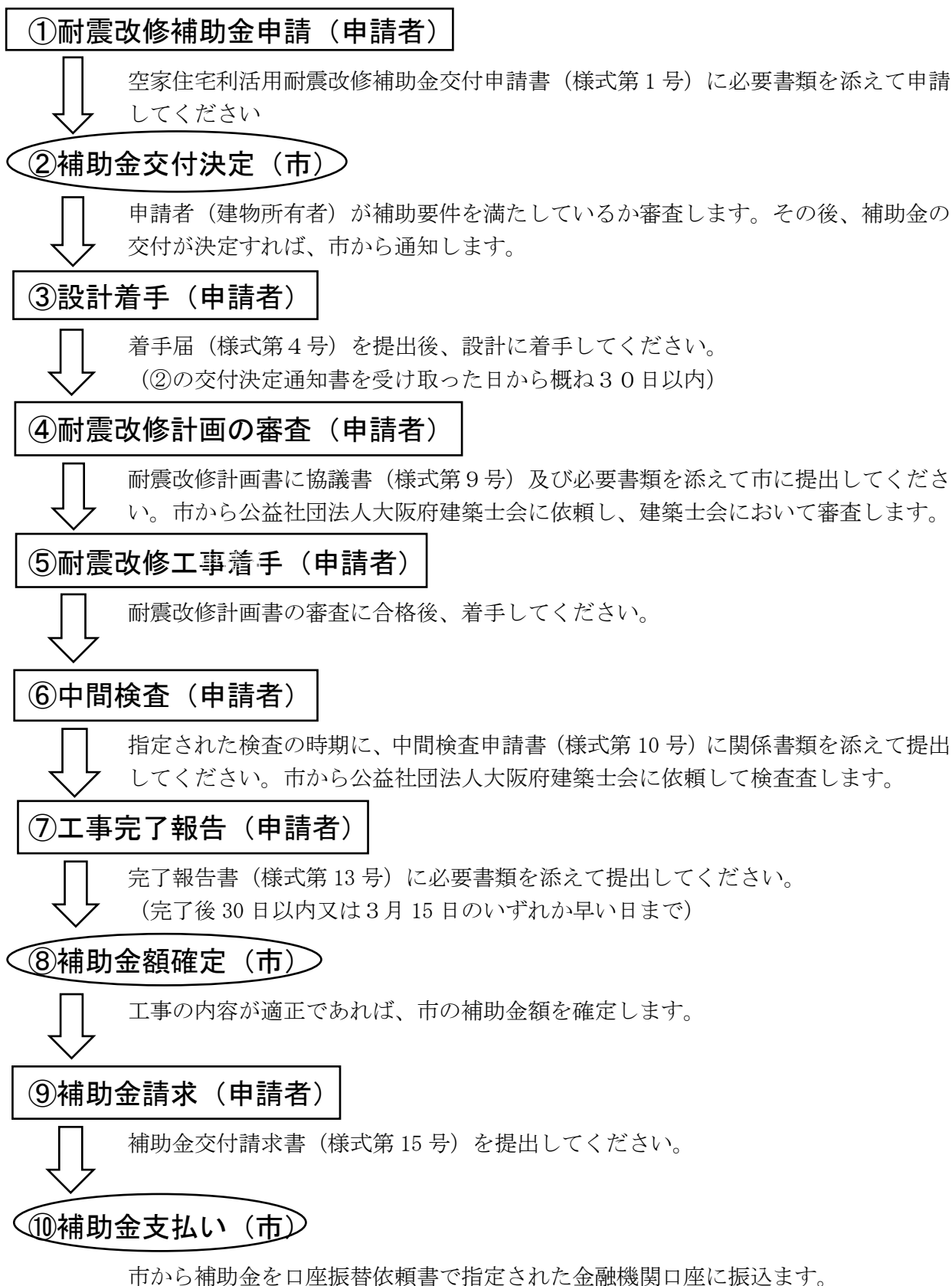
補助対象となる建築物を所有する個人で、所有者の直近の課税所得合計金額が5,070,000円未満で、市税に未納がない方

○補助金額

- ①耐震設計の補助金
耐震改修計画の作成に要する費用の0.7を乗じた額で上限10万円（千円未満は切捨て）
- ②耐震改修工事の補助額（千円未満切捨て）

ア) 補助対象者の課税所得合計が5,070,000円未満の場合	上限120万円
イ) 補助対象者の属する世帯全員の月額所得合計が214,000円以下の場合	上限140万円

耐震改修設計・改修工事補助フロー



必要書類チェックシート

①耐震補助金申請

- 木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- 申請建物の確認済証の写し
- 耐震改修工事前の耐震診断報告書
- 耐震改修技術者であることを証する書類
- 耐震改修工事見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
- 耐震改修工事工程表（耐震改修計画作成含む）
- 補助対象建築物・土地の全部事項証明書又はその写し
（*大阪法務局岸和田支局 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物所有者の直近の所得証明書（*市税務課）発行3ヶ月以内
- 補助対象建築物所有者等の市税に未納のない証明書（*市税務課 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物が、1年以上使用実績がないことがわかるもの
- 地域の活性化に資する施設の事業計画書（様式第1-2号）及び、10年間継続的に活用する誓約書（様式第1-3号）
- 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）からの耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
- 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
- 申請者以外が申請事務等を行う場合は、委任状
- その他必要な書類

補助金額140万円の場合(上記書類以外)

- 補助対象建築物所有者の属する世帯全員の住民票（*市市民課）
- 補助対象建築物所有者の直近の所得証明書（*市税務課）

③工事着手

- 木造住宅耐震改修工事着手届（様式第4号）
- 工事請負契約書の写し

④耐震改修計画の審査

- 木造住宅耐震改修協議書（様式第9号）
- 建物現況図（付近見取り図、配置図、平面図） 2部
- 補助対象建築物の耐震改修がわかる図面 2部
- 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書 2部
- 耐震改修工事明細書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの） 2部
- 使用部材のカタログ等 2部
- その他

⑤中間検査

- 木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- 使用金物及び木材の出荷伝票
- 連続繊維補強材の出荷伝票
- 耐震改修工事写真
- その他

⑥工事完了報告

- 木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第13号）
- 木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- 中間検査合格証の写し
- 耐震改修工事写真
- 耐震改修工事費用に係る請求書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
- 耐震改修工事費用に係る支払いの領収書の写し
- 使用金物及び木材の出荷伝票
- 連続繊維補強材の出荷伝票
- その他